

岩手県告示第807号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年11月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社安部石材
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市和賀町堅川目8地割130番地
 - ウ 代表者の氏名 安部忠一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第2184号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年11月1日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年11月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 木村建設
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町北浜町4番2号
 - ウ 代表者の氏名 木村成次
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第8770号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年11月15日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年11月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社小林電気
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市新穀町一丁目5番30号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤剛
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-3）第50035号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年11月2日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年11月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社旭日建設工業
 - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字猿橋35地割124番地1
 - ウ 代表者の氏名 三浦明美
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-2）第50336号
 - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年10月28日付けで鋼構造物工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。